６　周辺地域との関係（別紙３）

* 権利取得後の耕作等の事業が周辺の農地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響に

ついて該当するものに○を付してください。

（１）農地の集団化に支障を生ずるおそれがある。　（　有　・　無　）

（２）農作業の効率化に支障を生ずるおそれがある。　（　有　・　無　）

（３）既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するおそれがある。（　有　・　無　）

（４）地域の農業者が一体となって水利調整を行っている地域で、この水利調整に参加しない営農を行うことにより、他の農業者の農業水利が阻害されるおそれがある。

（　有　・　無　）

（５）無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるおそれがある。（　有　・　無　）

（６）集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障を生ずるおそれがある。（　有　・　無　）

（７）地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれがある。（　有　・　無　）

（８）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）